コートジボワール共和国の表

一	分野　農業及び漁業 関連する義務　内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条） 概要　コートジボワール共和国は、農業資源及び漁業資源の開発及び販売に関する活動を行うための条件に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
二	分野　全ての分野 関連する義務　特定措置の履行要求の禁止（第六条） 概要　コートジボワール共和国は、専ら又は主としてコートジボワールの市場においてサービスを調達する全ての活動、分野の企業に付与する権利及び特恵に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、当該サービスが公正な市場価格、質及び納入期日において競争力がある場合に限る。
三	分野　情報通信技術 関連する義務　特定措置の履行要求の禁止（第六条） 概要　コートジボワール共和国は、情報通信技術分野における企業の設立及び運営のための要件に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
四	分野　文化的な産品 関連する義務　特定措置の履行要求の禁止（第六条） 概要　コートジボワール共和国は、文化的分野（美術品及び伝統的手工芸品、文学作品及び芸術作品、民間伝承の作品、祭具並びに文化的な価値を有する先史時代の及び歴史的な遺物に係るもの）に属する文化的な産品であって、コートジボワール共和国で生産されたものの輸出の制限に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
五	分野　食品 関連する義務　特定措置の履行要求の禁止（第六条） 概要　コートジボワール共和国は、農産加工食品の輸出の制限に関する措置であって、主としてコートジボワール共和国の国民の需要を満たすために必要なものを採用し、又は維持する権利を留保する。ただし、当該措置が恣意的若しくは不当な差別の手段又は国際貿易の偽装した制限となるように適用される場合は、この限りでない。
六	分野　全ての分野 関連する義務　最恵国待遇（第三条） 概要　1　コートジボワール共和国は、この協定の効力発生の日において効力を有し、又はこの協定の効力発生の日の前に署名された全ての二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 2　コートジボワール共和国は、現行又は将来の二国間又は多数国間の協定に基づき各国に対し異なる待遇を与える措置であって、次のいずれかのものを採用し、又は維持する権利を留保する。 (a)　自由貿易地域又は関税同盟を設定し、強化し、又は拡大するもの (b)　次のいずれかの事項に関係するもの (i)　航空 (ii)　漁業 (iii)　海事（海難救助を含む。）

外務大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　菅　義偉

（右条約の英文）

AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF JAPAN
AND THE GOVERNMENT OF THE REPUBLIC OF CÔTE D'IVOIRE
FOR THE RECIPROCAL PROMOTION
AND PROTECTION OF INVESTMENT

Japan and the Republic of Côte d'Ivoire (hereinafter referred to as "the Contracting Parties"),

Desiring to further promote investment in order to strengthen the economic relationship between the Contracting Parties;

Intending to further create stable, equitable, favourable and transparent conditions for greater investment by investors of a Contracting Party in the Territory of the other Contracting Party;

Recognising that these objectives can be achieved without relaxing health, safety and environmental measures of general application; and

Recognising the importance of the cooperative relationship between labour and management in promoting investment between the Contracting Parties;

Have agreed as follows:

CHAPTER I
INVESTMENT

Article 1
Definitions

For the purposes of this Agreement:

(a) the term "investment" means every kind of asset owned or controlled, directly or indirectly, by an investor, including:

(i) an enterprise and a branch of an enterprise;

(ii) shares, stocks or other forms of equity participation in an enterprise;